

「平成31年度税制改正大綱」 (自由民主党・公明党、平成30年12月14日) における要望実現項目

平成31年1月

公益社団法人 日本医師会

一 控除対象外消費税問題の解決

(1) 医療機関等における仕入税額相当額（控除対象外消費税）への対応

- ① 診療報酬の基本診療料の配点を精緻化。
- ② 実際の補てん状況を継続的に検証し、必要に応じて見直し。

(消費税)

[日医税制要望1頁]

- 社会保険診療等に係る医療は消費税非課税である一方、その価格は診療報酬制度による公定価格となっている。このため、平成元年の消費税導入以来、仕入れ税額相当分を診療報酬で補てんする措置が講じられてきたが、補てんにばらつきがある等の指摘があった。今般の消費税率10%への引上げに際しては、診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることとなる。今後、所管省庁を中心に、実際の補てん状況を継続的に調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなど対応していくことが望まれる。

【税制改正大綱5頁 記載】

(2) 医療機関等の設備投資への支援措置（特別償却制度の拡充・見直し）

- ① 医師および医療従事者の働き方改革の推進のための器具備品、ソフトウェアの特別償却制度の創設。
- ② 地域医療構想の実現に資する病院用等の建物、建物附属設備の特別償却制度の創設。
- ③ 医療用機器の特別償却制度の延長・見直し。

(所得税・法人税)

[日医税制要望11頁]

- (前略) 長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウ

エア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う。

【税制改正大綱5頁 記載】

- 医療用機器の特別償却制度について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。
 - ① 医療法の構想区域内の配置の効率化又は共同利用を特に図る必要がある特定の医療用機器（病院用のCT及びMRI）について配置効率化等を促すためその適用に当たり次の仕組みを講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上、本制度を医療用機器に係る措置として、その適用期限を2年延長する。
 - イ 更新投資をする場合には、既存機器の有効利用率が一定以上であることにつき都道府県の確認を受けるものとする。
 - ロ 新增設をする場合には、同様の機器を有しない他の医療機関との共同利用を行うことにつき都道府県の確認等を受けるものとする。
 - ハ 上記イ又はロの確認等を受けない場合には、地域医療構想調整会議における協議により適当な配置であると認められたことにつき都道府県の確認を受けるものとする。
 - ② 医療提供体制の確保に資する勤務時間短縮用設備に係る措置として、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に、勤務時間短縮用設備のうち一定の規模以上のものの取得等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の15%の特別償却ができることとする。
 - （注1）上記の「勤務時間短縮用設備」とは、器具備品（医療用機器を含む。）及びソフトウェアのうち、その法人の医師勤務時間短縮計画（医療勤務環境改善支援センターの助言を受けて作成する医師の勤務時間を短縮するための計画で、その長及び都道府県による医師の勤務時間の短縮に資するものである旨の確認を受けたものに限る。）に基づき取得等をするものをいう。
 - （注2）上記の「一定の規模以上のもの」とは、1台又は1基の取得価額等が30万円以上のものをいう。
 - ③ 地域医療提供体制の確保に資する病床の再編等に係る措置として、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に、構想適合病院用建物等の取得等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の8%の特別償却ができることとする。
 - （注1）上記の「構想適合病院用建物等」とは、医療法の構想区域等内において取得等をする病

院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、その地域医療構想調整会議における協議による方針に基づく病床の機能区分に応じた病床数の増減に資するものであること等につきその構想区域等に係る都道府県の確認を受けたものをいう。

イ 既存の病院用又は診療所用の建物及びその附属設備についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。

ロ 改修により既存の病院用又は診療所用の建物において一の病床の機能区分に応じた病床数が増加する場合のその改修によるものであること。

(注2) 上記の「取得等」とは、取得又は建設をいい、改修のための工事による取得又は建設を含むものとし、「改修」とは、増築、改築、修繕又は模様替をいう。

【税制改正大綱 75-77 頁 記載】

(補足説明) 適用対象となる設備等の具体的内容については、今後、政省令等で示される見込み。

(参考) 医療用機器に係る特別償却制度の概要 (現行、適用期限：平成31年3月31日)

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 医療用機器の特別償却率 (注1) | 12% |
| (2) 適用対象となる取得価額 | 500万円以上 |

(注1)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

二 制度の創設

(1) 個人版事業承継税制の創設。

(相続税・贈与税)

[日医税制要望3頁]

○ 個人事業者の事業承継に対する支援

平成30年度税制改正における法人の事業承継税制に続き、個人事業者についても、高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっているこ

とを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するための相続税・贈与税の新たな納税猶予制度を創設する。

この新たな納税猶予制度については、現行措置の対象である事業用の宅地に加え、事業用の建物及び一定の減価償却資産を対象とし、税額の猶予割合は100%とするほか、相続のみならず生前贈与にも適用可能とするなど、思い切った措置を講ずる。なお、新たな制度については、節税的な利用の防止等に資する要件を設けるなど、法人の事業承継税制に準じた制度とする。新たな納税猶予制度は10年間の特例措置とし、現行措置との選択適用とする。あわせて、関係省庁において、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律における遺留分に関する民法の特例が本制度の対象資産に適用されるよう、検討を行っていかねばならない。

更に、現行の事業用の小規模宅地特例について、貸付事業用の小規模宅地特例の例にならい、節税を目的とした駆け込み的な適用など、本来の趣旨を逸脱した適用を防止するための最小限の措置を講ずる。その上で、本特例については、相続後短期間での資産売却が可能であること、債務控除の併用等による節税の余地があること、事業を承継する者以外の相続人の税額に効果が及ぶことなどの課題があることを踏まえ、事業承継の支援という制度趣旨を徹底し、制度の濫用を防止する観点から、同様の課題を有する貸付事業用の小規模宅地特例とあわせて、引き続き検討を行っていく。

【税制改正大綱6頁 記載】

○ 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等

(1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

① 概要

認定相続人が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する。

(注1) 上記の「認定相続人」とは、承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいう。

(注2) 上記の「特定事業用資産」とは、被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く。以下同じ。）の用に供されていた土地（面積400㎡までの部分に限る。）、建物（床面積800㎡までの部分に限る。）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限る。）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいう。

(注3) 上記の「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成され

た特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間に都道府県に提出されたものをいう。

② 猶予税額の計算

猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様とする。

③ 猶予税額の免除

イ 全額免除

次の場合には、猶予税額の全額を免除する。

(イ) 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合

(ロ) 認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合

(ハ) 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合

(ニ) 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度（後述）の適用を受ける場合

ロ 一部免除

次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部を免除する。

(イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合

(ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合

(ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき

(注4) 上記の「経営環境の変化を示す一定の要件」は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じた要件とする。

なお、上記イ（ハ）又はロの場合には、過去5年間に認定相続人の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除しない。

④ 猶予税額の納付

イ 認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付する。

ロ 認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付する。

⑤ 利子税の納付

上記④により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税（年3.6%）（利子税の特例（貸出約定平均利率の年平均が0.6%の場合）を適用した場合には、年0.7%）を併せて納付する。

⑥ その他

- イ 被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない。
- ロ 認定相続人は、相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。
- ハ 認定相続人が、相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合には、当該認定相続人が当該会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予を継続する。
- ニ 被相続人に債務がある場合には特定事業用資産の価額から当該債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く。）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度における資産管理会社要件を踏まえた要件を設定する等の租税回避行為を防止する措置を講ずる。
- ホ この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができない。
- ヘ その他非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準ずる措置のほか所要の措置を講ずる。

(2) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設

- ① 認定受贈者（18歳（平成34年3月31日までの贈与については、20歳）以上である者に限る。以下同じ。）が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予する。
- ② 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる。
- ③ 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予制度と同様とする。
- ④ 贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く。）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産

と合算して相続税を計算する。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

(注) 上記 (1) 及び (2) の改正は、平成31年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

(3) 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。）を除外する。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用する。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用しない。

【税制改正大綱 41－45 頁 記載】

(補足説明) 適用対象となる設備等の具体的内容については、今後、政省令等で示される見込み。

(2) 中小企業が行った防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設。 (所得税・法人税)

[日医税制要望 2 1 頁]

- (前略) 中小企業に対して、事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画（仮称）に基づいて中小企業が行った防災・減災設備への投資を対象に、特別償却ができる制度を創設する。

【税制改正大綱 7 頁 記載】

- 中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）のうち同法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等の取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却ができることとする（所得税についても同様とする。）。

(注1) 上記の「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法の中小企業者であって租税特別措置法第42条の4第8項第6号の中小企業者その他これに準ずる法人に該当するものをいう。

(注2) 上記の「特定事業継続力強化設備等」とは、中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備

等（仮称）として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画（仮称）に記載された機械装置、器具備品及び建物附属設備のうち、一定の規模以上のものをいう。

（注3）上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう。

- ① 機械装置 1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
- ② 器具備品 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- ③ 建物附属設備 一の取得価額が60万円以上のもの

【税制改正大綱 68－69 頁 記載】

（補足説明1）医療法人・社会福祉法人・学校法人・公益法人・一般法人などの非営利法人は適用対象外となりますが、個人の医療機関は適用対象となります。

（補足説明2）適用対象となる設備等の具体的内容については、今後、政省令等で示される見込み。

三 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
 ・医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
 (事業税)

[日医税制要望 5 頁]

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【税制改正大綱 122 頁 記載】

（参考）社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得（自由診療分）の課税（現行）

個人：事業主控除（290万円）を差引後の所得に対して標準税率（5%）による課税

法人：下表の標準税率（平成31年9月30日までの間に開始する事業年度については地方法人特別税との合算税率（*1））

区 分	普通法人 (資本金1億円以下)		特別法人(医療法人) (*2)	
	平成31年9月30日までの間に開始する事業年度	平成31年10月1日以降に開始する事業年度	平成31年9月30日までの間に開始する事業年度	平成31年10月1日以降に開始する事業年度
所得400万円以下の金額	4.8688%	5.0%	4.8688%	5.0%
所得400万円超800万円以下の金額	7.3032%	7.3%	6.5872%	6.6%
所得800万円超の金額	9.5944%	9.6%	6.5872%	6.6%

- * 1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。
- * 2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

(2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。

(所得税・法人税)

[日医税制要望 2 2 頁]

- ・特例措置の存続が認められたもの。

(参考) 所得計算の特例措置

・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者は対象外。

・内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

四 制度の延長等

(1) 中小企業経営強化税制の適用期限延長。

(所得税・法人税)

[日医税制要望 1 1 頁]

- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

【税制改正大綱64頁 記載】

(参考) 中小企業経営強化税制の概要（現行、適用期限：平成31年3月31日）

1. 中小企業者等(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人などが、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は、税額控除 7% (資本・出資の金額が 3,000 万以下もしくは個人事業主は 10%) を選択適用できる。

2. 対象設備

	生産性向上設備 (A 類型：工業会等証明)	収益力強化設備 (B 類型：経済産業省経済産業局確認)
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置 (160 万円以上/販売開始 10 年以内) ・ 測定工具及び検査工具 (30 万円以上/販売開始 5 年以内) ・ 器具備品 (30 万円以上/販売開始 6 年以内) (注 1) ・ 建物附属設備 (60 万円以上/販売開始 14 年以内) (注 2) ・ ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70 万円以上/販売開始 5 年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置 (160 万円以上) ・ 工具 (30 万円以上) ・ 器具備品 (30 万円以上) (注 1) ・ 建物附属設備 (60 万円以上) (注 2) ・ ソフトウェア (70 万円以上)

(注 1) 医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(注 2) 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(補足説明) 適用要件等の具体的内容については、今後、政省令等で示される見込み。

(2) 中小企業投資促進税制の適用期限延長。

(所得税・法人税)

[日医税制要望 11 頁]

- 中小企業投資促進税制の適用期限を 2 年延長する (所得税についても同様とする。)

【税制改正大綱64頁 記載】

(参考) 中小企業投資促進税制の概要 (現行、適用期限：平成 31 年 3 月 31 日)

1. 中小企業者等(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人などが、機械装置等を導入した場合に、特別償却(30%)又は、税額控除(7%)が選択適用できる。

(7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)

2. 対象となる業種

サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く）を除く）、卸売業、小売業、製造業、建設業等

3. 対象設備

- (1) 機械・装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 測定工具及び検査工具で1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上
- (3) ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く）で次に掲げるいずれかのもの
 - (ア) 一つのソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
 - (イ) その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの
- (4) 普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
- (5) 内航海運業の用に供される船舶（取得価格の75%以上が対象）

(3) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限延長。

(所得税・法人税)

【日医税制要望11頁】

- 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に取得等をする経営改善設備について適用する。なお、同日前に交付を受けた経営改善指導助言書類に係る経営改善設備のうち同年9月30日までに取得等をしたものについては、上記の確認を受けることを不要とする経過措置を講ずる。

【税制改正大綱64頁 記載】

(補足説明) 適用対象となる設備等の具体的内容については、今後、政省令等で示される見込み。

(参考) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制（現行、適用期限：平成31年3月31日）

1. 商業・サービス業等を営む中小企業者等(従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など)が、経営改善に資する器具備品等を導入した場合に、特別償却(30%)又は、税額控除(7%)が選択適用できる。

(7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)

2. 対象となる業種

サービス業（駐車場業、娯楽業（映画業を除く）、医療業を除く）、卸売業、小売業等

※対象となる業種については、「主たる事業」でない場合でも適用可能。例えば医療機関が介護事業のために設備を導入し、「主たる事業」である医療業とは別の事業（「従たる事業」）である介護事業のためにその設備を使用する場合、適用を受けることができる。また、「主たる事業」と「従たる事業」の両方にその設備を使用する場合においても、その設備を使用する事業のいずれかが税制の対象に該当していれば、適用を受けることが可能。例えば、「主たる事業」である医療業と「従たる事業」である介護事業の両方にその設備を使用する場合においても、適用を受けることができる。

3. 対象設備

認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。

- (1) 器具・備品で1台 30 万円以上
- (2) 建物附属設備で1台 60 万円以上

(4) 中小企業者等に対する軽減税率の特例の適用期限延長。

(法人税)

[日医税制要望 1 1 頁]

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を 2 年延長する。

【税制改正大綱64頁 記載】

(参考) 法人税率 (現行)

(区分)	(税率)
①普通の医療法人	23.2%
(中小の医療法人で年 800 万円以下の所得)	15%)
②特定医療法人	19%
(年 800 万円以下の所得)	15%)

(注) 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

五 検討事項

(1) 小規模企業等に係る税制のあり方の検討。

(所得税・法人税)

- 「検討事項」として以下の通り記載。

小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

【税制改正大綱121頁 記載】

以上